

あなたのチャレンジを応援します！

中心市街地等の 空き店舗に出店される方に、 店舗改装費や家賃の一部を 補助します！

最大
50万円
補助

袋井市空き店舗補助金



空き店舗とは？

中心市街地等（裏面地図参照）にあり、お店や事務所として使用されていた施設で、1ヶ月以上利用されていないものをいいます。



補助金の申請ができる方

①または②に該当し、なおかつ③～⑤に該当する方

- ①中心市街地にある空き店舗で、営業すること。（業種不問）
- ②都市計画法に定める商業地域及び近隣商業地域に指定された区域（裏面参照）にある空き店舗で、小売業、サービス業、飲食業を営業すること。
- ③開店してから24ヶ月以上継続して営業すること。
- ④空き店舗所有者と同じ世帯の方または同一生計の方でないこと。
- ⑤過去にこの補助金の交付を受けていないこと。



申請に必要な書類

- ①申請書 ②事業計画書 ③事業収支予算書
- ④賃貸借契約書の写し（押印前） ⑤店舗の位置図・平面図
- ⑥空き店舗期間の証明書 ⑦改装費見積書
- ⑧店舗の改装前写真 ⑨その他市長が必要と認めるもの

※各種様式などはHPからダウンロードまたは担当課まで



補助対象経費・補助金額

補助対象経費の**3分の1**を補助します。
ただし、補助限度額を上限とします。

補助対象経費	補助金額
店内外の改装費 店舗の改装を行う年度のみ、 1回限り申請できます。	20万円
店舗の家賃 12ヶ月分を申請できます。 ただし、月額75,000円を上限 とし、敷金・礼金などは対象外です。	30万円

〈計算例〉

改装費240万円、家賃月10万円で、12月に店舗の賃借・改装工事を開始する場合

改装費

$240 \text{ 万円} \times 1/3 = 80 \text{ 万円} > \text{補助限度額 } 20 \text{ 万円}$
→ 補助金額 20 万円

家賃

$10 \text{ 万円} > \text{限度額 } 75,000 \text{ 円}$
→ $75,000 \text{ 円} \times 1/3 = 25,000 \text{ 円}$ （1ヶ月相当額）

【12月～翌年3月（4ヶ月）分の場合】
 $25,000 \text{ 円} \times 4 \text{ ヶ月} = \text{補助金額 } 10 \text{ 万円}$

【翌年4月～11月（8ヶ月）分の場合】
 $25,000 \text{ 円} \times 8 \text{ ヶ月} = \text{補助金額 } 20 \text{ 万円}$

あなたの夢が、
まちを元気にする。

問合せ先 袋井市役所 産業経済部 産業未来課 産業政策係

📍 袋井市新屋 1-1-1

☎ 0538-44-3136

✉ sangyou@city.fukuroi.shizuoka.jp



中心市街地等とは？

下記地図の赤枠内が対象区域です。

都市計画法に定める商業地域・近隣商業地域については、市ホームページで確認できます。

検索「袋井市 都市計画図」 <https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/17/1/toshikeikaku/1422535465667.html>

中心市街地



都市計画法に定める
商業地域・近隣商業地域(中心市街地を除く)

袋井春野線周辺・新屋



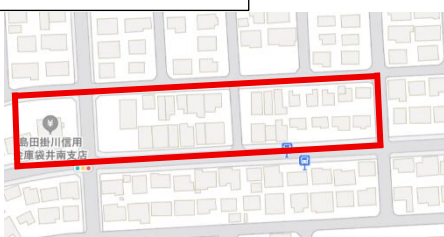
愛野駅周辺



川井東



清水町・小川町



南町



上山梨



(C)Mapbox (C)OpenStreetMap (C)LY Corporation

問い合わせ先

袋井市 産業経済部 産業未来課 産業政策係
住 所：袋井市新屋 1-1-1 電話番号：0538-44-3136
E-mail：sangyou@city.fukuroi.shizuoka.jp